

平成20年第1回名寄市議会定例会会議録
開会 平成20年2月25日(月曜日)午前10時00分

1. 議事日程

- | | | | |
|-------|--|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名 | 日程第15 | 議案第10号 名寄市道路占用料徴収条例の一部改正について |
| 日程第2 | 会期の決定 | 日程第16 | 議案第11号 名寄市精神障害者居宅介護等事業(ホームヘルプサービス)条例の廃止について |
| 日程第3 | 平成19年第4定付託議案第1号 公益法人等への名寄市職員の派遣等に関する条例の制定について(総務文教常任委員会報告) | 日程第17 | 議案第12号 指定管理者の指定について |
| 日程第4 | 平成19年第4定付託議案第10号 名寄市病院事業診療報酬及び介護報酬徴収条例の一部改正について(民生常任委員会報告) | 日程第18 | 議案第13号 平成19年度名寄市一般会計補正予算 |
| 日程第5 | 平成20年度市政執行方針・教育行政執行方針 | 日程第19 | 議案第14号 平成19年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算 |
| 日程第6 | 議案第1号 名寄市後期高齢者医療に関する条例の制定について | 日程第20 | 議案第15号 平成19年度名寄市老人保健事業特別会計補正予算 |
| 日程第7 | 議案第2号 名寄市北国雪国ふるさと交流館条例の一部改正について | 日程第21 | 議案第16号 平成19年度名寄市介護保険特別会計補正予算 |
| 日程第8 | 議案第3号 名寄市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正について | 日程第22 | 議案第17号 平成19年度名寄市下水道事業特別会計補正予算 |
| 日程第9 | 議案第4号 名寄市高齢者自立支援事業条例の一部改正について | 日程第23 | 議案第18号 平成19年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算 |
| 日程第10 | 議案第5号 名寄市重度障害者、精神障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について | 日程第24 | 議案第19号 平成19年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算 |
| 日程第11 | 議案第6号 名寄市国民健康保険条例の一部改正について | 日程第25 | 議案第20号 平成19年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算 |
| 日程第12 | 議案第7号 名寄市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について | 日程第26 | 議案第21号 平成19年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算 |
| 日程第13 | 議案第8号 名寄市風連国民健康保険診療所診療報酬その他料金徴収条例の一部改正について | 日程第27 | 議案第22号 平成19年度名寄市病院事業会計補正予算 |
| 日程第14 | 議案第9号 名寄市農業振興センター条例の一部改正について | 日程第28 | 議案第23号 平成19年度名寄市水道事業会計補正予算 |
| | | 日程第29 | 議案第24号 平成20年度名寄市一般会計予算
議案第25号 平成20年度名寄市国 |

民健康保険特別会計予算	徴収条例の一部改正について（民生常 任委員会報告）
議案第26号 平成20年度名寄市老 人保健事業特別会計予算	日程第5 平成20年度市政執行方針・教育行政 執行方針
議案第27号 平成20年度名寄市介 護保険特別会計予算	日程第6 議案第1号 名寄市後期高齢者医療に 関する条例の制定について
議案第28号 平成20年度名寄市下 水道事業特別会計予算	日程第7 議案第2号 名寄市北国雪国ふるさと 交流館条例の一部改正について
議案第29号 平成20年度名寄市個 別排水処理施設整備事業特別会計予算	日程第8 議案第3号 名寄市乳幼児医療費の助 成に関する条例の一部改正について
議案第30号 平成20年度名寄市簡 易水道事業特別会計予算	日程第9 議案第4号 名寄市高齢者自立支援事 業条例の一部改正について
議案第31号 平成20年度名寄市公 設地方卸売市場特別会計予算	日程第10 議案第5号 名寄市重度障害者、精神 障害者及びひとり親家庭等の医療費の 助成に関する条例の一部改正について
議案第32号 平成20年度名寄市食 肉センター事業特別会計予算	日程第11 議案第6号 名寄市国民健康保険条例 の一部改正について
議案第33号 平成20年度名寄市後 期高齢者医療特別会計予算	日程第12 議案第7号 名寄市介護保険条例の一 部を改正する条例の一部改正について
議案第34号 平成20年度名寄市病 院事業会計予算	日程第13 議案第8号 名寄市風連国民健康保険 診療所診療報酬その他料金徴収条例の 一部改正について
議案第35号 平成20年度名寄市水 道事業会計予算	日程第14 議案第9号 名寄市農業振興センター 条例の一部改正について
日程第30 報告第1号 専決処分した事件の報告 について	日程第15 議案第10号 名寄市道路占用料徴収 条例の一部改正について
日程第31 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推 薦につき意見を求めることについて	日程第16 議案第11号 名寄市精神障害者居宅 介護等事業（ホームヘルプサービス） 条例の廃止について
1. 追加議事日程	日程第17 議案第12号 指定管理者の指定につ いて
追加日程第1 意見書案第1号 道路特定財源の 確保に関する意見書	日程第18 議案第13号 平成19年度名寄市一 般会計補正予算
<hr/>	日程第19 議案第14号 平成19年度名寄市国 民健康保険特別会計補正予算
1. 本日の会議に付した事件	日程第20 議案第15号 平成19年度名寄市老 人保健事業特別会計補正予算
日程第1 会議録署名議員指名	日程第21 議案第16号 平成19年度名寄市介
日程第2 会期の決定	
日程第3 平成19年第4定付託議案第1号 公 益法人等への名寄市職員の派遣等に関 する条例の制定について（総務文教常 任委員会報告）	
日程第4 平成19年第4定付託議案第10号 名寄市病院事業診療報酬及び介護報酬	

護保険特別会計補正予算

日程第22 議案第17号 平成19年度名寄市下水道事業特別会計補正予算

日程第23 議案第18号 平成19年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算

日程第24 議案第19号 平成19年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算

日程第25 議案第20号 平成19年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算

日程第26 議案第21号 平成19年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算

日程第27 議案第22号 平成19年度名寄市病院事業会計補正予算

日程第28 議案第23号 平成19年度名寄市水道事業会計補正予算

日程第29 議案第24号 平成20年度名寄市一般会計予算

議案第25号 平成20年度名寄市国民健康保険特別会計予算

議案第26号 平成20年度名寄市老人保健事業特別会計予算

議案第27号 平成20年度名寄市介護保険特別会計予算

議案第28号 平成20年度名寄市下水道事業特別会計予算

議案第29号 平成20年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算

議案第30号 平成20年度名寄市簡易水道事業特別会計予算

議案第31号 平成20年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算

議案第32号 平成20年度名寄市食肉センター事業特別会計予算

議案第33号 平成20年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算

議案第34号 平成20年度名寄市病院事業会計予算

議案第35号 平成20年度名寄市水道事業会計予算

日程第30 報告第1号 専決処分した事件の報告について

日程第31 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

追加日程第1 意見書案第1号 道路特定財源の確保に関する意見書

1. 出席議員（26名）

議長	26番	小野寺	一知	議員
副議長	19番	熊谷	吉正	議員
	1番	佐藤	靖	議員
	2番	植松	正一	議員
	3番	竹中	憲之	議員
	4番	川村	幸栄	議員
	5番	大石	健二	議員
	6番	佐々木	寿	議員
	7番	持田	健	議員
	8番	岩木	正文	議員
	9番	駒津	喜一	議員
	10番	佐藤	勝	議員
	11番	日根野	正敏	議員
	12番	木戸口	真	議員
	13番	高見	勉	議員
	14番	渡辺	正尚	議員
	15番	高橋	伸典	議員
	16番	山口	祐司	議員
	17番	田中	好望	議員
	18番	黒井	徹	議員
	20番	川村	正彦	議員
	21番	谷内	司	議員
	22番	田中	之繁	議員
	23番	東	千春	議員
	24番	宗片	浩子	議員
	25番	中野	秀敏	議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局 長	佐藤 健一
書 記	間所 勝
書 記	松井 幸子
書 記	久保 敏
書 記	熊谷 あけみ

1. 説明員

市 長	島 多慶志 君
副 市 長	今 尚文 君
副 市 長	小 室 勝治 君
総 務 部 長	中 尾 裕二 君
生活福祉部 長	佐々木 雅之 君
経 済 部 長	手間本 剛 君
建設水道部 長	野間井 照之 君
福祉事務所 長	中 西 薫 君
上下水道室 長	和 田 博 君
教 育 部 長	藤 原 忠 君
教 育 部 長	山 内 豊 君
市立総合病院 事務部長	内 海 博 司 君
市立大局学 務局長	三 澤 吉 巳 君
会 計 室 長	成 田 勇 一 君
監 査 委 員	森 山 良 悦 君

○議長（小野寺一知議員） ただいまより平成20年第1回名寄市議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（小野寺一知議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

5番 大石健二 議員

22番 田中之繁 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第2 会期の決定についてをお諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より3月14日までの19日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より3月14日までの19日間と決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第3 平成19年第4定付託議案第1号 公益法人等への名寄市職員の派遣等に関する条例の制定についてを議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会、佐藤靖委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤 靖議員） おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、平成19年第4回定例会におきまして当委員会に付託されました付託議案第1号 公益法人等への名寄市職員の派遣等に関する条例の制定について、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

委員会は、総務部長を初め担当職員の出席を願い、1月25日及び2月6日の2回にわたり開催

し、本条例の内容について詳細に説明を受けた後、慎重に審査を行ったところであります。

付託されました議案は、提案理由の説明にもありましたように、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、公益法人等への職員の派遣に関し必要な事項を定めようというものであります。

各委員から出されました主な質疑では、他市の例では派遣先を規則で定めるなどの表現、あるいは人的援助の中でも施策の推進を図るためなどの文言が見られるとの質問に対しては、具体的な派遣法人名を規則で定めている自治体もあるが、名寄市は本文別表で規定し、明確性を高めている。施策の推進は当然のことと答弁がありました。

また、第1条で派遣職員は一般職としているが、病院などの事業会計職員及び現業職員は該当しないのか、第2条にかかわり市が特に人的援助を行うことが必要という判断はどのように行うのか、第2条にある取り決めの内容は、派遣先で時間外勤務、賞罰にかかわる問題が発生した場合の対応はなどの質問に対しては、基本的に職員は特別職と一般職に分類される。事業会計及び現業職員も一般職であるので、派遣できる。派遣の判断は担当部内で協議し、最終的には庁議で判断する。取り決めの内容は、福利厚生、業務連絡事項、身分などにかかわり行う。時間外は、100分の100以内で名寄市から支出できる。取り決め内容によっては派遣先での対応もあり得るが、支給することは可能などの答弁がありました。

さらに、別表で記載しています派遣団体にかかわり、地方公務員法の職務専念義務との整合性、他の特定非営利活動法人との整合性、アウトソーシングとの整合性、指定管理との整合性、選任事務局長公募との整合性などが議論になったところであります。これらに対しては、これまでは他の公益団体に研修ということで取り組んできたが、今回は条例を整備して派遣しようというものの、NPO法人は市内で5団体と認識しているが、人的

支援の要請は1団体のみだった。人的確保の面で一定期間対応できないため、やむなく職員を出した。条例は整備されていなかったことをおわびし、今回整備させていただきたい。公募は、相当数の引き合いがある。条例提案後の動きであり、実質的実態はなくなると考えるなどの答弁がありました。

以上の議論を踏まえ、当委員会に付託されました付託議案第1号 公益法人等への名寄市職員の派遣等に関する条例の制定につきましては、別表の団体名のうち特定非営利活動法人なよろ観光まちづくり協会を削るとする原案の一部修正案が全委員により出され、議論の結果、全会一致で修正案を可決すべきものと決定し、修正部分を除く部分を原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、付託議案の審査の経過と結果について御報告といたします。

○議長（小野寺一知識員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。

よって、平成19年第4定付託議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知識員） 日程第4 平成19年第4定付託議案第10号 名寄市病院事業診療報酬及び介護報酬徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

民生常任委員会、渡辺正尚委員長。

○民生常任委員長（渡辺正尚議員） おはようご

ざいます。議長より御指名をいただきましたので、平成19年第4回定例会におきまして当委員会に付託されました付託議案第10号 名寄市病院事業診療報酬及び介護報酬徴収条例の一部改正について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

当委員会は、1月9日及び2月8日の2回にわたり開催し、事務部長を初め担当職員の出席を願い、詳細に説明を受けた後、慎重に審議をしたところ です。

付託されました議案は、同条例第2条に規定されている診療報酬の額の条文整理等を行い、さらに別表の料金表の室料からE室、1日につき4200円を削除し、文書料の一般診断書料1通につき1,575円を2,100円に、特別診断書料1通につき3,150円を4,200円に改正するものであるとの提案説明でありました。

各委員から出されました主な質疑では、文書料の実績とその影響額は対しましては、平成18年度実績で一般診断書料が2,178件、特別診断書料が生命保険等で3,338件、後遺症の診断書等で18件、休業補償等関係で241件で、その影響額は約464万円程度となり、病院側から見ると増収となる。室料の中で院長が特に必要と認めた場合は加算しないことができるとあるが、障害の程度、病気の程度によりトイレ、入浴施設等の設備を利用できない場合など、いろいろなケースを想定しての料金設定をすることはできないか対しましては、例えば病院の院内感染が発生したことにより、隔離のため患者を大部屋から個室に移さなければならない場合に加算をしない対応が考えられるが、細かく設定するとかえってそのことに縛られてしまうということも考えられる。文書料の積算根拠は対しましては、原価については特に明確な基準はなく、他の公立病院の状況を勘案し、設定してきた。また、医師の1時間当たりの賃金を考えたとき、診断書作成にかかる時間から割り出すことも難しい。ことしの4月から

診断書等については、医者以外の一定の知識を有する者が書いたものについて最終的に医者が署名することにより確認し、責任を持つという方法が打ち出されたが、そのために職員を配置することも難しい状況にもあることから、今回の値上げを含め全道で中位というところで改正したいなどなど質疑が交わされたところであります。

当委員会としては、審査の結果、平成19年第4定付託議案第10号 名寄市病院事業診療報酬及び介護報酬徴収条例の一部改正につきましては、市民への説明、患者さんに対する説明を十分行い、理解を得ていくことを求めて、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定したところであります。

以上申し上げまして、当委員会の審査の経過と結果の報告といたします。

○議長（小野寺一知議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

竹中憲之議員。

○3番（竹中憲之議員） 今委員長のほうから報告がありましたが、委員長報告の中に平成19年第4定というふうに報告がございましたけれども、各議員の手元に来ている文書について平成20年第4定というふうに印字がされていますけれども、この訂正についてお願いを申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 暫時休憩いたします。
休憩 午前10時13分

再開 午前10時14分

○議長（小野寺一知議員） 再開いたします。

お配りいただきました委員会審査報告の裏面に書いてあります平成20年第4定付託と書いてありますのは、これプリントミスですので、修正させていただきます。よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） それでは、ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。
よって、平成19年第4定付託議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時15分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 これより平成20年度市政執行方針・教育行政執行方針を行います。

初めに、平成20年度市政執行方針を行います。
島市長。

○市長（島 多慶志君） おはようございます。
平成20年第1回名寄市議会定例会の開会にあたり、市政執行の基本的な考えを申し上げ、議員各位をはじめ、市民の皆さんの御理解と御協力をいただきたいと思います。

合併から、早くも2年を迎えようとしています。
この間、市民憲章の制定や総合計画の策定をはじめ、それぞれの地域の歴史や特性を大切にしながら、市民の融和と一体感の醸成に努めてまいりました。

総論での一元化については方向づけができましたので、今後は各論での統一をスピード感をもって進めてまいります。

世界的な株価の下落や原油価格の高騰などが、未だ回復基調にない地域経済を脅かし、市民生活にも影響が出ています。

また、新たな財政健全化法の成立により、一層の行財政改革が求められることになりました。

こうした厳しい状況だからこそ、合併による歳入・歳出面でのメリットを最大限に活用して「新

市になって良かった」と実感できるまちづくりを進めて行かなければなりません。

総合計画の推進も2年目に入ります。

計画に掲げる施策・事業の着実な実施を図ることが、目標とする将来像の実現に近づくことになります。

「市民参画と協働のまちづくり」を基本とし、全力で取り組んでまいりますので、一層の御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

ここに、市政執行の基本的な考え方について申し上げます。

一点目は、市民が主役の「参画と協働のまちづくり」であります。

自立した活力あるまちづくりを進めるためには、行政のスリム化と地域の自治活動の充実が欠かせません。

そのためには、情報の共有や市民参画が必要であり、（仮称）自治基本条例の制定と（仮称）地域連絡協議会の設置に取り組んでまいります。

二点目は、「行財政改革の推進」についてであります。

総合計画の着実な実施がまちづくりの基本ですが、実施を担保する歳入環境が一層悪化しております。

組織機構の整備や事務事業の一元化をはじめ、行財政改革の強化に努めてまいります。

三点目は、「活力をもたらす産業の振興」についてであります。

基幹産業の農業や製造業等の振興はもとより、風連地区、名寄地区の「まちなかの賑わいづくり」が地域の活性化に欠かせません。

コンパクトなまちづくりの理念に沿って、活性化の取り組みに努めてまいります。

以上、市政推進の基本的な考え方について申し上げます。

次に、平成20年度の予算編成について申し上げます。

国の平成20年度予算は、「経済財政運営と構

造改革に関する基本方針2006」及び「経済財政改革の基本方針2007」に基づき、平成23年度までに基礎的財政収支を確実に黒字化させるため、行政のスリム化・効率化の一層の推進、総人件費改革、特別会計改革、資産債務改革など、歳出全般の徹底した見直しのもとに編成されました。

平成20年度の経済見通しについては、サブプライム住宅ローン問題を背景とする金融資本市場の変動、原油価格の高騰などの影響を注視する必要があるものの、世界経済の回復が続く中、平成19年度に引き続き、企業部門の底堅さの持続と、家計部門の穏やかな改善などにより、民間需要中心の経済成長になると見込まれ、国内総生産の実質成長率は、2.0パーセント程度と見込まれています。

一方、地方財政対策については、総額で83兆4,000億円と、前年度に比べて0.3パーセントの伸び率となりました。

このうち、地方交付税は15兆4,100億円で、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税は18兆2,400億円で、平成15年度以来、5年ぶりの増加となりました。また、地方交付税の中に、歳出の特別枠として「地方再生対策費」が創設され、総額で4,000億円が確保されました。

こうした中、名寄市の平成20年度各会計予算は、平成20年度決算から適用される財政健全化法の施行を前提にしながら、多くの市民と職員の手作りで策定した新総合計画の具現化を最優先に、新規では、天文台整備事業、北斗・新北斗団地建替事業、少子化対策の一環である「こんには赤ちゃん事業」、特別支援教育支援員設置事業などを、継続では、市立総合病院増改築事業、風連本町地区市街地再開発事業、住宅リフォーム促進助成事業、中心市街地活性化事業など多くの事業を盛り込み、地域経済や雇用にも配慮いたしました。

一般会計の予算案は184億8,419万3,000円で、前年度比マイナス1.1パーセント、2億

177万6,000円の減額となりましたが、前年度は、当初予算に合併特例振興基金を6億8,160万円積み立てしましたので、この基金を除けば、前年度比2.7パーセントの伸び率となりました。

9つの特別会計予算案は、前年度比25パーセント減の87億6,697万円、企業会計予算案は、前年度比7パーセント増の102億7,095万6,000円、全会計の総額では、前年度比6.1パーセント減の375億2,211万9,000円となりました。

また、風連特例区会計の予算案は、前年度比0.5パーセント増の7,078万2,000円となりました。

合併後3年目を迎え、名寄市を取り巻く情勢は、少子高齢化や過疎化の進行、基幹産業である農業の衰退など多くの課題があり、また、様々な住民要望が出されておりますが、一方では、歳入の根幹である市税や地方交付税は伸び悩み、多額の収支不足が生じてきています。

平成20年度は、多額の基金を取り崩して予算を編成することができましたが、財政調整基金など財源調整的な基金も底をつき、平成21年度の予算編成は大変厳しい状況になっています。

このような危機的状況であることから、行財政改革推進計画に基づき、受益と負担の適正化を図るため、使用料・手数料及び負担金・補助金の全面見直しを行うとともに、恒常的な収支不足を解消するため、予算編成のあり方についても全面的に見直しを行い、子や孫の世代に過大な負の遺産を残すことが無いよう、市民の皆さんと協働のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、市民主体のまちづくりの推進について申し上げます。

市民主体のまちづくりを進めるためには、市民と行政がそれぞれの役割と責任を分担し、ともに行動していかなければなりません。そのため、市民自治を基本に市民参画や行政運営のルールを定める（仮称）「自治基本条例」の制定に向け、現

在「市民懇話会」での検討が進められています。

また、個人や市民団体の自主的研修や活動を支援するまちづくり推進事業を引き続き実施し、協働のまちづくりを進めてまいります。

次に、合併特例区について申し上げます。

風連地区振興のため、「合併特例区協議会」との連携を深め、事務事業の円滑な推進に努めるとともに、事務事業一元化のための協議を進め、市事業への一本化を図ってまいります。また、風連地区における住民自治組織移行につきましては、「住民自治組織移行審議会」等との協議を通じ、コミュニティ活動が活発化し、地域活動がより効果的に行える組織となるよう努力をしてまいります。

次に、広報広聴について申し上げます。

行政運営に対する市民の参画を促進するために、広報なよろをはじめホームページ、新聞広報、エフエムラジオ放送など、市民が市政を身近に感じることができるよう、昨年行った広報アンケートの結果を活用し、多様な手段で情報公開の充実を図ってまいります。

平成20年度から、新たな財源を確保し、幅広い生活情報を提供することで市民サービスの向上を図るため、有料広告事業に取り組んでまいります。

また、市民の声が反映する市政運営のために、各種懇談会などで市民と地域の意見をお聴きします。

さらに、市民の皆さんと行政情報を共有するため、出前トークのメニューを更新しました。今後は施設見学会の充実にも努めることで、市民の皆さんの市政への理解と関心を深めてまいります。

次に、コミュニティ活動の推進について申し上げます。

地域のコミュニティ活動の活性化を推進するため、名寄地区において、町内会や地域の住民が連携・協力して、小学校区単位の広い地域で活動ができる（仮称）「地域連絡協議会」の設置を進め

てまいります。

また、町内会活動は地域自治の原点であることから、自主的な地域活動に対し助成金を交付するとともに、その活動拠点となる町内会館の整備などについても継続して支援してまいります。

次に、男女共同参画社会の形成について申し上げます。男女共同参画社会をめざし、策定作業が進められておりました「名寄市男女共同参画推進計画・実施計画」につきまして、市民で組織された策定委員会から答申を受け、その取り組みをスタートしたところです。

今後、計画推進に向け、市民・地域・企業・行政などによるパートナーシップのもと、積極的に取り組みを進めてまいります。

次に、情報化の推進について申し上げます。

平成21年度から電算処理による戸籍事務を開始するため、昨年9月から準備を進めております。引き続き供用開始に向けた、戸籍内容点検作業及びデータ化に取り組んでまいります。

次に、統計について申し上げます。

統計は、各種施策の企画・立案に幅広く利用されており、その果たす役割は重要なものとなっております。

平成20年度の指定統計調査は学校基本調査、住宅・土地統計調査、工業統計調査、経済センサス調査区設定・準備調査が予定されています。名寄市統計協議会の協力を得て調査が進められますので、市民の皆さんには御理解と御協力をお願いいたします。

次に、交流活動の推進について申し上げます。

国際交流につきましては、カナダ・カワーサレイクス市リンゼイ地区への交換学生の派遣、ロシア・ドーリンスク市へ友好市民訪問団の派遣を予定しております。教育や文化など、より充実した交流となるよう支援してまいります。

国内交流につきましては、東京都杉並区・山形県鶴岡市藤島との間で、人的交流や特産品販売などが取り組まれています。さらに充実した交流

となるよう積極的な取り組みをしてまいります。

東京なよろ会などのふるさと会につきましては、本市からの情報発信など、側面から支援を行い、都市との人的・経済交流を図ってまいります。

次に、入札制度について申し上げます。

建設工事等の入札は、透明性のある公正な制度をめざして、入札制度改善庁内検討委員会で検討しております。

平成20年度は、従来の指名競争入札に加え、条件付一般競争入札を併用しながら試行してまいります。

次に、保健事業について申し上げます。

母子保健事業につきましては、安全で安心した出産を迎えられるよう、妊娠中の健診費用助成を現行の2回分から5回分に拡大し、負担の軽減と受診しやすい体制を整備してまいります。

さらに、「こんにちは赤ちゃん事業」として、生後4ヶ月までの赤ちゃんの居る家庭を全戸訪問し、子育てに関する不安や悩みの相談、子育て支援や虐待の予防対策を強化し、安心して子どもを産み育てる環境づくりに努めてまいります。

また、老人保健法の廃止に伴い、これまで健診機会のない市民を対象に実施してきた基本健康診査は、特定健診・特定保健指導として医療保険者ごとに実施が義務付けられましたので、35歳から74歳までの国保加入者を中心に実施し、併せて75歳以上の方につきましては、後期高齢者医療広域連合からの委託を受けて取り組んでまいります。

「自分の健康は自分で守る」という意識啓発を図るとともに、制度の円滑な移行と、健診受診率の向上により、市民の健康の保持増進が図られるよう努めてまいります。

次に、市立総合病院について申し上げます。

道北第3次医療圏の地方センター病院として指定を受けてから10年が経過しました。引き続き高度・専門医療に対応できる医療機能を備え、他の医療機関への専門医師の派遣及び機能分担と連

携を図りながら、地方センター病院としての役割を果たしてまいります。

高度・多様化する医療ニーズに対処するため、本年2月から実施中のICU病床の新設・救急外来棟増改築工事につきましては、年内に完了する予定となっています。

次に、平成20年度の診療体制は、医師につきましては、胸部心臓血管外科が1名減となり、3名での診療となりますが、循環器内科が1名増の4名に、脳神経外科も1名増え5名となります。また、御心配をおかけしておりました精神科医療につきましては、固定医2名による診療体制となっております。この他、看護スタッフの補充を行いますが、特に医療ソーシャルワーカー1名の新規採用と臨床工学技士を1名増員し、サービスの向上を図ってまいります。

公立病院の経営環境は厳しい状況にあり、昨年来、北海道による自治体病院等広域化・連携構想が提案され、それを後押しする形の公立病院改革プランも国から出されております。近隣市町村との協議を重ねながら、地域医療を守るため最大の努力をしてまいります。

次に、子育て支援の推進について申し上げます。

最近の世相を反映し、市内でも児童虐待が増加傾向を示しております。また、内容も複雑・多様化し、従来の名寄市児童虐待防止庁内実務者会議だけでは対応が難しい事例の発生も予想される状況となりました。そこで平成19年度新たに児童福祉法による名寄市要保護児童対策地域協議会を法務局、警察署、児童相談所、市立病院等、関係13団体が連携し設置したところです。

平成20年度は、実務者会議やケース検討会議を通じて、虐待を受けている児童の早期発見や適切な支援に取り組んでまいります。

次に、高齢者福祉の充実について申し上げます。平成20年1月末における65歳以上の高齢者人口は8,025人、高齢化率が26.5パーセントとなり、高齢化が進んできています。

高齢者が地域で自立した生活を送ることができるよう支援する重要性はますます高まっております。名寄市社会福祉協議会や民生児童委員をはじめ地域と連携して、保健・医療・福祉・介護などのさまざまな支援が継続的・包括的に提供できるよう努めてまいります。

また、地域包括支援センターを中心として高齢者の虐待防止、権利擁護、総合相談などを行うとともに、個別指導の必要な方を保健師等が訪問し、総合的な支援と指導ができるよう引き続き取り組んでまいります。

平成20年度は、翌年度からの名寄市第4期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画を策定する年次にあたりますので、名寄市保健医療福祉推進協議会に諮ってまいります。

次に、障がい者福祉の推進について申し上げます。

障がいのある方々が、必要な障がい福祉サービスを利用しながら、自立と社会参加の実現を図るため「第2次名寄市障がい者福祉計画」を平成20年3月に策定いたします。平成20年度はこの計画を基本に「第2期名寄市障がい福祉実施計画」を策定するとともに、平成23年度までの福祉サービスを計画し、継続的な提供に努めてまいります。

また、乳幼児医療費の助成につきましては、北海道医療給付制度の改正に合わせ、今年10月から助成の対象年齢を、入院分について就学前から12歳まで拡大することを予定しております。

次に、国民健康保険について申し上げます。国民健康保険は、医療制度改革による、後期高齢者医療制度の創設や退職医療制度の限定的な廃止に伴い、世帯数や被保険者が大きく変動し、基礎賦課分と介護納付金の2税から、後期高齢者支援金を加えた3税体制となります。

これらの税率については、応能応益割合に留意し、低所得者層への負担軽減の確保を軸に、均衡のとれた賦課が実現できるよう運営協議会、市議

会とも十分協議して進めてまいります。

また、平成20年度から保険者に義務付けとなった特定疾病健診実施と保健指導については、治療から予防へのシフトであり、実施については保健センターとの連携により受診率向上に努めてまいります。

次に、後期高齢者医療制度について申し上げます。

道内一円で高齢者を対象とした広域医療保険が4月1日からスタートし、75歳以上の方が老人保健制度から後期高齢者医療制度に移行となります。

新制度での医療給付については、老人保健制度と大きな変更はありませんが、被保険者として新たに保険料の納付を要する方もあることから、既に老人クラブや町内会を対象に制度の周知等に努めてまいりました。今後も、年齢要件による新加入者もおられますので、引き続き制度周知を行い、円滑な移行に努めてまいります。

次に、廃棄物処理対策について申し上げます。

廃棄物の排出量は、ごみ有料化による減少後、横ばい状況が続いており、一層の減量化、資源化が求められています。

事業系及び家庭系ごみの分別・減量化については、今後も周知・徹底を図り、資源集団回収実施団体の拡大にも努めてまいります。

資源化の新たな取り組みとして、昨年9月から公共施設で排出される廃食用油のリサイクルを実施しております。今後、市内各事業所や町内会・行政区等を通じて、広く市民の皆さんにも周知を図り、取り組みを進めてまいります。

次に、本年7月、北海道洞爺湖サミットが開催され、地球温暖化をはじめとする環境問題が主要議題の一つとして議論されます。当市においても講演会の開催など、市民の皆さんへの啓発をはじめとして、積極的に取り組みを進めてまいります。

また、環境美化活動の推進では、清掃週間の実施や、町内会・行政区等との協力連携のもと、通

学路等の清掃活動にも取り組んでまいります。

次に、消防事業について申し上げます。

火災を未然に防ぐため、防火・査察等の強化と、火災発生時に速やかに対応できる消防体制の充実に努めます。

平成20年度より、名寄消防署組織の新体制構築に伴い、風連出張所の勤務体制を隔日勤務に移行し、風連地区の災害・救急時における初動体制の強化を進めてまいります。

さらに、消防団の充実強化や救急業務の高度化を含めた救急体制の充実及び住宅火災警報器の普及など住宅防火対策等の備えを強化してまいります。

次に、交通安全対策について申し上げます。

交通事故のない住みよいまちづくりのため、市民や団体の皆さんの御協力をいただきながら、「交通事故死ゼロ」をめざし関係機関・団体との連携を密に、幅広い交通安全運動を進めてまいります。

次に、生活安全対策について申し上げます。

犯罪のないまちづくりのため、新たに公用車3台に青色回転灯を整備し、啓発運動を推進してまいります。

平成20年度も「安全・安心円卓会議」と「生活安全推進協議会」を開催し、関係機関・団体との情報交換を行い、地域住民の安全確保のため適切な情報提供に努めてまいります。

次に、消費生活の安定について申し上げます。

市民が安心して生活できるよう、消費者団体と連携を図りながら、適正な情報提供、消費者相談、広報活動の充実など啓発活動に努めてまいります。

次に、住宅の整備について申し上げます。

西町団地建替事業は、平成15年度より事業が始まり、これまでに16棟32戸が完成し、平成20年度での残り4棟8戸（木造平屋建て）の完成により、事業を終了いたします。

北斗・新北斗団地建替事業は、平成19年度の実施設計に基づき、住み替え住宅1棟34戸（鉄

筋コンクリート造5階建て)の建設を8月に発注し実施してまいります。

改善事業では、白かば団地・新北栄団地の屋根張替工事を実施してまいります。

次に、風連地区の市街地再開発事業について申し上げます。

市街地再開発事業は、平成19年12月27日「株式会社ふうれん」が北海道知事の施行認可を受け、4月に権利変換や土地の明け渡し手続き・補償を行い、7月には解体、建築工事に着手してまいります。

市では、施行者と連携を図り、事業を推進してまいります。

次に、公園の整備について申し上げます。

風連地区の天塩川河川緑地パークゴルフ場は、昨年、芝の生育状況の悪化により開園を順延しておりましたが、平成20年度に下流側18ホールを供用し、上流側18ホールの芝の植栽・養生を行ってまいります。

風連西町公園内トイレは、水洗化により市民に御利用いただきます。

次に、水道事業について申し上げます。

上水道は、安全で安定した水を供給するため、区域内未整備の飲料不適地区などの解消と、配水管の新設及び老朽管の更新を実施してまいります。

平成20年度は区域拡張として、国道239号17線から18線間の配水管を布設、配水管網整備では、共和19線道路改良に伴う配水管布設及び緑丘16線ほか、老朽管更新工事を実施し、給水区域内の漏水調査と配水管洗浄を継続し実施してまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。

現在、計画区域内での家屋に対して、整備をほぼ完了し、水洗化普及率も95パーセントを超えており、今後は施設の老朽化に伴う機器更新が主体となります。

名寄下水終末処理場は、雨天時の河川水質汚濁防止対策として平成18年度から、合流式下水道

改善事業を行っており、滞水池設備工事の継続と処理場電気設備工事を実施してまいります。

また、農村部における個別合併浄化槽整備は、積極的な推進と快適な生活環境の保持に努めており、平成20年度は教職員住宅を含め11基の設置を実施してまいります。

次に、道路整備について申し上げます。

国土交通省関連は、継続事業で地方道路整備臨時交付金事業の東風連線智烈布橋架替上部工事ほか1路線、新規事業は北1丁目道路改良舗装工事ほか2路線、まちづくり交付金による風連地区瑞生通り歩道改修事業、また、新たな事業として、都市計画街路整備事業で緑丘通(北4丁目)の改良舗装工事を実施してまいります。

防衛省関係では、菊山線道路改良事業を継続し実施してまいります。

次に、除排雪事業について申し上げます。

除雪は、冬の快適な生活環境を確保し、市民生活や生産活動を維持するため、名寄地区において車道300キロメートル、歩道35キロメートルの実施、また、風連地区においては車道154キロメートル、歩道19キロメートルを実施してまいります。

排雪は、道路幅員確保・凍結道路の安全対策のため、カット排雪、交差点排雪を重点に実施してまいります。

排雪ダンプ助成事業、市道・私道除排雪助成事業は継続し、効率的・効果的な除排雪体制を築くため、除排雪水準の向上に努めてまいります。

次に、農業・農村行政について申し上げます。

国は、昨年より「新たな食料・農業・農村基本計画」に基づく水田・畑作経営所得安定対策や、農業の自然循環機能の維持増進を図る「農地・水・環境保全向上対策」、米政策改革の着実な推進を図る「新産地づくり対策」を導入しました。これら農政改革に対応した施策は、その実効性が問題となり、制度の基本を維持しつつ見直しを実施することになっており、内容を十分検討し、担い手

の育成や産地づくりに取り組むほか、農家経済の安定に努めてまいります。

名寄市食育推進計画策定市民委員会で策定いただいた、食育推進計画は「豊かな食材、家族一緒に楽しい食卓」をテーマに名寄らしい食育を推進するため、家庭、地域、学校等で関係機関・団体相互の連携により取り組んでまいります。

当市は、肥沃な大地と昼夜の寒暖差による気候風土がもたらす良質で安全な農産物が生産される宝庫であり、自然の恵みを活かした食育と地産地消を市民運動として推進してまいります。

次に、米政策改革について申し上げます。

平成19年度からスタートした新需給調整システムに合わせ、旧協議会を統合した新たな体制として、名寄地域水田農業推進協議会の下に対応してまいりましたが、本年3月に予定される名寄市モチ生産組合と風連町良質米生産組合の統合により、米産地としてのめざすべき体制が確立されることとなります。

平成20年度産米の配分につきましては、北海道への配分が1.15パーセント減少したことに伴い、もち米は同率の削減に加え、昨年、在庫数量の解消を目的に導入された10パーセントの自主削減が継続されることとなりました。

また、うるち米につきましては、北海道ガイドラインの見直し等に伴い最下位の1ランクとなったため、数量では55トンの削減となりましたが、「こめごころ」等の地場産ブランドの活用により、地産地消と消費拡大に努めてまいります。

また、産地づくり対策につきましては、平成19年度の予算額11億1,003万円に対し、実績見込額10億8,679万円で、98パーセントの執行となっており、平成20年度の関連予算が前年度並みに見込まれることから、平成19年度と同水準の支援・誘導策を講じ、地域水田農業の発展に向け、担い手の育成や経営体の安定・強化を図ってまいります。

次に、水田・畑作経営所得安定対策について申

上げます。

平成19年産から導入された本制度への加入状況は、加入者数475名、平成18年度作付面積との比較では、米84パーセント、春小麦75パーセント、秋小麦89パーセント、大豆93パーセント、てん菜93パーセント、澱粉用馬鈴薯82パーセントとなっており、大きく作付けが減少しました。

本制度に関しては、当市をはじめ見直しの声が強くなり、国は平成20年度から市町村特認による加入者の拡大、申請手続きの簡素化、交付時期等を見直すこととしており、関係機関・団体との連携・協力のもと、制度改正への迅速かつ適切な対応を図ってまいります。

次に、「農地・水・環境保全向上対策」について申し上げます。

平成20年度は、全市的な取り組みを行うために新たに8地区を設定し、昨年より各地域の代表者へ事業説明、各地域の住民説明を行っております。代表者へ活動組織の立ち上げ、計画の策定をお願いしており、4月からの活動に向け準備を進めております。

平成20年度予算は9地区の事業費1億5,869万円を見込み、市負担分の25パーセントを計上いたしました。本対策により、地域住民を含めた農業者が共同で行う「農地・農業施設の保全活動」や「農村の環境向上活動」に対し支援を行ってまいります。

次に、畑作・野菜の振興について申し上げます。

水田・畑作経営所得安定対策が導入され、畑作4品以外の栽培振興は急務であります。国の「強い農業づくり交付金」事業により、JA道北なよろが実施する、馬鈴しょ貯蔵施設整備事業、野菜の真空予冷施設整備事業を支援し、消費者ニーズに応えた計画出荷、新鮮さなど品質保持による有利販売により所得の向上と産地強化を図ってまいります。

次に、農業振興センターについて申し上げます。

機能・業務につきましては営農指導、土壌診断、試験・展示ほ場の設置、組織培養、アスパラガス大苗の供給事業等、営農技術指導の拠点施設として運営してまいります。平成20年度から営農指導技術職員を3名とし、指導体制の充実を図ってまいります。なお、旧水稻試験地については、昭和44年以降、北限の水稻生産確立の役割を担ってまいりましたが、試験の充実化・効率化をめざし、農業振興センターに集約することとしております。この間、御指導、御協力をいただいた関係機関、生産者の皆さまに厚くお礼を申し上げます。

次に、畜産の振興について申し上げます。

地球温暖化対策による、バイオ燃料向けの穀物需要の急増が、価格高騰の一因とされ、配合飼料や燃料代の増大が農家経営を圧迫しています。

若干の乳価引き上げが期待できるものの、飼料高騰など厳しい状況が今後も予想されますが、安定生産のため自給飼料の安定的確保や効率的な飼料生産供給体制の確立、地球環境に順応した飼養管理技術の向上など、足腰の強い畜産経営を推進してまいります。公共牧野事業は、名寄市営牧野及び母子地区共同牧場への預託放牧を奨励し、購入飼料に過度に依存しない畜産経営により、安全安心で信頼される畜産物の供給と、経営の安定化を図ってまいります。

次に、名寄市立食肉センターについて申し上げます。

食肉の衛生検査につきましては、これまで牛海綿状脳症（BSE）対策特別措置法に基づき、衛生管理を徹底してまいりました。BSE検査室については、北海道及び名寄保健所からの指導もあり、機能充実と検査員の安全を図るため、適正な検査対応が可能な施設として新たな検査室を準備し、安全安心な食肉の供給と畜産農家の経営安定のため、食肉センターの円滑な運営に努めてまいります。

次に、農業農村整備事業について申し上げます。継続中の道営事業では「道営畑地帯総合整備事

業」の智恵文地区において、暗渠排水・心土破碎・石礫除去などの工事を行い、本年度で事業完了の予定であります。

「道営地域水田農業支援緊急整備事業」の名寄、風連両地区においても、効率的・安定的な経営体の確立を図るため、区画整理・暗渠排水・用水路等の整備を実施してまいります。

「道営経営体育成基盤事業」では、東豊・瑞生・共和各地区において、経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造確立のため、区画整理、暗渠排水、客土、用・排水路の整備を実施してまいります。

また、新規事業として「基幹水利施設ストックマネジメント事業」弥生地区が採択され、平成24年度までの5カ年計画で、曙・砺波地区の取水源である天塩川20線頭首工の改修に着手することとなりました。いずれも、北海道が実施する「持続的農業・農村づくり促進特別対策事業」の対象事業であります。基幹産業である農業振興のため、これらの事業を活用し、農家負担の軽減を図ってまいります。

次に、林業の振興について申し上げます。

林業を取り巻く状況は、従事者の減少、木材価格の低迷や林業コストの上昇、さらには、所有者の林業経営に対する意欲の減退など厳しいものがあります。反面、地球環境問題など、森林の持つ多面的機能が見直され、森林の保護や植林による無立木地の解消等が求められています。今後も市有林の維持管理や除間伐・植林の実施、民有林においても、国・道の助成制度を活用しながら森林の整備を図ってまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

道内の景気動向は、北海道財務局の昨年10月から12月までの法人企業景気予測調査結果によると、下降傾向にあり、景況判断は、前回半期に比べて売上高や経常利益の景気動向指数が7.8ポイント低下となっています。名寄地方における景気動向は、地元金融機関の景況レポートによりま

すと、企業の景況感を示す業況判断指数（DI値）は、昨年1月から6月までの実績で、前期から3ポイント下がり、マイナス基調で推移しています。概況では、製造業で改善が見られますが、公共事業の減少など総体的に低調にあり、来期の見通しも引き続き停滞感を強めている状況となっています。

昨年11月、名寄駅横に出店の意向を表明した生活協同組合コープさっぽろにつきましては、現在、市と商工会議所において中心市街地活性化基本計画の策定に向けた作業を行っており、その中で出店計画に対し、バスターミナルとの複合施設など総合計画との整合性、中心市街地活性化との関係、地域の小売業者への影響等を商工会議所など関係団体と検証し、慎重に対応してまいります。

今春4月オープン予定のポスフルに対し、地域貢献、交通対策、環境対策など行政として懸念される12項目について要望書を提出しました。本年1月に回答を受けましたが、今後も生活環境の保持に対する影響が懸念される時は、改めて改善策を求めてまいります。また、大規模小売店舗立地法による、交通・環境に関する意見を提出しましたので、今後、北海道大規模小売店舗立地審議会にて名寄市の意見について審議されることとなります。

中心市街地活性化基本計画につきましては、商工会議所とともに素案作りを行い、本年4月からの活性化準備会で計画の取りまとめ、同時に市民の意見を聴きながら、7月から法定協議会で計画書を策定し、本年秋頃には、内閣府へ提出すべく手続きを進め、平成21年1月から2月に認定いただけるよう作業を進めております。

公設市場につきましては、大型商業施設やコンビニエンスストアの進出などの影響が大きく、既存小売店では市街地の空洞化が進み取扱量、取扱高が減少となり、厳しい状況にあります。卸業者の丸鱈名寄魚菜卸売市場株式会社では、地場野菜の量的確保と価格の安定化を図り、販路拡大、経

費削減等経営努力を続けております。併せて、今後も名寄地方の台所として安全・安心な生鮮食料品の安定供給に努力をしております。

次に、労働関係について申し上げます。

道内の雇用環境は、依然として低迷が続いております。当地方においても、厳しい環境下で推移しています。名寄公共職業安定所管内においては、今春の高卒者の就職率は73.1パーセントで前年同期と比べ14.4ポイント増加しています。しかし、総体的な就職状況は昨年に比べ減少し、厳しい景況が反映しています。今後も就職情報を的確に提供できるよう関係機関と連携しながら推進して行きます。

季節労働者対策については、30年間続いてきました冬期技能講習制度が終了し、通年雇用促進支援事業が始まり2年目となりました。平成20年度、季節労働者の通年雇用化の促進と国の認定訓練に伴う賃金分として、事業主の経営資金の負担を軽減するため、事業主に融資する中小企業通年化支援資金貸付制度を創設してまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

NPO法人「なよろ観光まちづくり協会」にソフト事業を移行して6年が経過しました。近年、体験型観光の志向が強まり、参加型観光の希望が多くなっており、当市における自然・文化的な観光資源の豊かさを最大限活用した事業推進を情報発信してまいります。平成20年度全面オープン予定の道立サンピラーパーク、ひまわり畑、健康の森、ピヤシリスキー場、望湖台自然公園など、観光協会、指定管理者受託企業など民間活力と連携を図り、交流人口拡大の推進を図ってまいります。

ピヤシリスキー場につきましては、第2リフト滑車ベアリング交換工事、第1リフト支柱塗装工事を行い、安全・安心で快適なスキー場として整備いたします。未就学児のリフト無料化、スキーこどもの日として小中学生リフト無料開放日を設定するなど、多くのイベントを企画し、より一層

楽しんでいただけるスキー場となるよう努めてまいります。

道の駅事業につきましては、道の駅との一体感を出すために隣接する特産館施設の壁面改修、芝張りなどのファサード整備事業を実施いたします。また、オープンは4月下旬を予定しており、指定管理者と連携し市内の特産・名産品、農産物の販売、観光情報などの発信を行い、地域経済活性化の拠点施設として活用してまいります。

次に、名寄市立大学並びに市立名寄短期大学について申し上げます。

去る2月1日、平成20年度の短期大学児童学科の一般入試を行いました。推薦などを除く入学定員25名に対し志願者は前年度より41名少ない55名となり、2月9日に37名の合格者を決定いたしました。

一方、大学保健福祉学部一般入試で、前・後期合わせた入学定員85名に対し、510名の出願があり、3学科平均倍率は6倍となりました。前期では、栄養学科定員21名に対し志願者は53名で倍率2.5倍、看護学科定員25名に対し109名が志願し倍率4.4倍、社会福祉学科定員25名に92名が志願し倍率3.7倍となっています。

本日、札幌と名寄の2会場で入学試験を行っておりますが、悪天候のために若干試験会場に到着する受験者がおくれるという情報等もありますが、予定どおり入学試験を行います。3月5日に合格者の発表を予定しています。また、後期試験は3月12日に実施し、3月20日に合格発表を予定しております。

少子化に伴う受験者数の縮小の中で、前年度を下回る志願状況となりましたが、各学科とも目標数値を確保することができました。

今後も、小規模の大学としての特色を活かし、教育や研究の質の向上に努めるとともに、計画的な施設整備を進めてまいります。

以上、市政執行に対する私の所信と、基本的な考え方を申し上げます。

市議会議員の皆さん、並びに市民の皆さんの御理解と御協力をお願い申し上げ、平成20年度の市政執行方針といたします。

○議長（小野寺一知議員） 次に、平成20年度教育行政執行方針を行います。

藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） おはようございます。私からは、平成20年第1回名寄市議会定例会の開会にあたり、名寄市教育行政の基本的な方針と施策の概要を述べ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げたいと存じます。

先ずはじめに、新しい名寄市が誕生して2年が経過する中で、名寄市の教育活動は一層の充実が図られてまいりました。北海道教育委員会が毎年募集しております「公立学校教育課程実践研究成果報告集」において、平成19年度は全道の小学校8校のうち本市から2校が全文掲載の荣誉に浴するなど、教育実践でも大きな成果をあげることができました。

新年度も引き続き新名寄市総合計画との整合性を図りながら、「心豊かな人と文化を育むまちづくり」をキーワードに、市民の期待と信頼に応える教育行政の推進に努めてまいります。

国では、教育基本法の改定に伴い、学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育職員免許法及び教育公務員特例法など、いわゆる教育関連三法案が昨年6月に改定され公布されました。

加えて、今年3月末には、去る1月17日の中央教育審議会の答申に基づき、新しい学習指導要領が告示される予定となっております。これらを踏まえ、名寄市におきましても、学校管理規則を一部改定するなど、その適切な対応を図るとともに、今後の国の動きを見極めてまいりたいと考えております。

また、平成20年度における全国学力・学習状況調査の実施に当たりましては、名寄市も引き続き参加し、子どもたちの学力・学習状況の更なる

把握とその対応に努めてまいりたいと考えております。

北海道教育委員会では、平成18年度に策定いたしました北海道教育ビジョンに基づき、新しい北海道の教育推進計画を現在策定中であります。平成20年度からスタートするこの長期教育総合計画は、5つの基本目標、12の基本方向、40の施策項目からなっており、今後の施策決定に向けての道の動きもしっかりと把握してまいりたいと考えております。

名寄市においては、去る12月に名寄市社会教育委員の会より今後5年間を見通した「名寄市社会教育中期計画」、1月には名寄市教育研究所より、全国学力・学習状況調査の結果に係る「指導改善プラン」、また、名寄市小中学校適正配置等検討委員会からは「名寄市における小中学校の適正配置の在り方」について、それぞれ答申・報告をいただいたところであります。

熱心に御議論いただきました委員各位に改めて厚くお礼を申し上げますとともに、これらの各答申書・報告書を十分に尊重しながら、名寄のまちづくりとも併せた社会教育の推進、子どもたちの確かな学力の一層の定着、これからの名寄市における小中学校の配置の在り方について、今後具体的な施策を構築してまいりたいと考えております。

以下、新年度の主要施策についてその概要を申し上げます。

先ず初めに、生涯学習について申し上げます。

新名寄市総合計画が策定されたのを受け、教育・文化・スポーツ分野の基本目標である「心豊かな人と文化を育むまちづくり」を進めるための指針として昨年度社会教育中期計画を策定いたしました。本年度から平成24年度まで5ヶ年にわたっての社会教育推進の基本的な考え方が示されており、これをもとに生涯学習の観点にたった社会教育行政を進めてまいります。

心を豊かにし、住みよいまちづくりを目指す市民講座は、本年も趣味教養の「心と暮らしに潤い

を」、生活課題の「暮らしに役立つ」、社会課題の「世の中を考える」の3つのシリーズを実施いたします。

次に、市立名寄図書館について申し上げます。

図書館は市民が自ら学び、考え、創造し、より豊かな生活の実現を目指す生涯学習の情報拠点として、多くの市民の方に利用されるよう、サービスの向上に努めてまいります。

風連分館の電算化につきましては、平成18年度より進めてまいりました図書資料のデータ化作業を終え、本年4月に稼働いたします。

また、インターネット等による蔵書検索での貸出状況の把握なども可能となり、迅速で的確なサービスの向上に努めてまいります。

次に、市立木原天文台について申し上げます。

今年8月に見られる部分月食の天体現象を観望会やインターネットライブ中継を通して情報発信に努めます。また、移動天文台車を利用した一般及び児童生徒の学習目的の移動観望会を実施し、天文普及の促進を図ってまいります。

新しい天文台建設につきましては、平成19年度に地質調査・振動調査また、実施設計を終了したところであります。今後は北大及び国内関係機関との連携を図り、市民に親しまれる天文台の建設に新年度着工し、平成21年度末には完成を目指してまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

学校教育につきましては、他人を思いやる心や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心など「豊かな心」を育み、いままでの教育成果を踏まえながら「確かな学力」を培うよう教育内容の充実に努め、保護者や市民の期待に応える学校づくりを進めてまいります。

学力の向上につきましては、「全国学力・学習状況調査」の分析結果などを生かし、基礎的・基本的事項の確かな定着をはじめ思考力や表現力、問題解決能力等の育成に努めてまいります。

また、名寄市教育研究所が作成いたしました

「指導改善プラン」の活用を図り、チーム・ティーチングなど個に応じたきめ細かな指導の充実や読解力を通して総合的な学力の向上を図るために、朝読書等の読書活動を推進するとともに、望ましい学習習慣や家庭学習の定着を図るなど、各学校における指導内容や指導方法の工夫改善に一層努めてまいります。

豊かな心を育む教育の推進につきましては、生命を大切に作る心、思いやりの心などと併せて倫理観や規範意識、社会性などを育成することが、極めて重要であります。

社会的な問題ともなりましたいじめ・不登校等を解決する観点からも、日常的な道徳指導をはじめ、勤労観や職業観を育むキャリア教育を推進していくとともに、名寄の恵まれた自然や優れた人材など、豊かな教育資源を十分活用した体験学習等を通して、教育効果を一層高めることができるよう努めてまいります。

また、引き続き中学校3校に「心の教室相談員」を配置することで教育相談活動の充実を図り、思春期の子どもたちの悩みや不安を受け止め、心の安定と問題行動の未然防止に努めてまいります。

小学校3・4年生で使用します社会科副読本につきましては、社会科副読本編集委員会が、2年間にわたり名寄・風連両地区の統一した副読本の作成に向けて取り組んでまいりました。このほど、関係各位の協力により編集作業が終了いたしましたので、平成20年4月から名寄市内全ての小学校で社会科副読本「なよろ」の使用を開始することといたします。

国際理解教育につきましては、外国の文化に対する関心や理解を深めるとともに、実践的コミュニケーション能力を育成するため、ALTによる語学指導や様々な分野において外国人との交流を深め国際理解教育の充実に努めてまいります。

特別支援教育につきましては、各学校における校内体制の整備や専門家チームによる教育相談及び発達検査など児童生徒の教育的ニーズに応じた

適切な支援に努めてまいります。

また、名寄市立大学との連携のもとに行われております特別支援教育推進実践学校事業は、着実な成果が報告されております。今年度は指定校の枠を広げ、ティーチングアシスタントとしての学生による支援の取り組みを一層充実してまいります。

さらに、今年度から支援を必要としている学校への人材配置事業として、障害のある児童生徒をサポートする特別支援教育支援員を配置することといたしました。また、医療行為の必要な児童生徒の入学につきましては、保護者の要望等を考慮し、学校に看護師を派遣することといたしました。今後とも特別支援教育の円滑な推進を図るため、子どもたちのよりよい教育環境の整備に努めてまいります。

教育施設・設備の整備につきましては、名寄中学校及び名寄南小学校の水飲み場直圧給水工事の施工など、安全で快適な教育環境の充実に努めてまいります。

小中学校の適正配置につきましては、名寄市小中学校適正配置等検討委員会において、平成18年度及び平成19年度の2カ年にわたり、小中学校の適正規模と適正配置について審議をいただき、今後の名寄市における適正規模及び適正配置について報告をいただきました。これらの報告を受けて策定される名寄市小中学校適正規模及び適正配置に関する基本方針に基づき、児童生徒の教育環境や教育内容を充実し、教育効果を高めるための小中学校の配置について具体的な検討を進めてまいります。

また、これと連動して新年度は名寄市学校教育施設整備計画を策定し、学校教育施設の整備を計画的に進めてまいります。

次に、高等学校教育の振興について申し上げます。

市内高等学校の再編整備につきましては、昨年9月に北海道教育委員会が決定した平成20年度

から平成22年度の公立高等学校配置計画に基づき、風連高校については、平成20年度から募集停止となりました。名寄農業高校と名寄光凌高校については、平成21年度に名寄光凌高校を母体校とする新設校として再編統合されるとともに、名寄農業高校の学校施設は新設校の産業キャンパスとして活用されることになり、名寄農業高校は平成21年度から募集停止となります。

これにより市内の高等学校は、4校から2校に、10間口から8間口に再編される結果になり、教育委員会といたしましては、高校進学者の多様な選択肢の確保と地域に根ざした産業教育の充実を図るため、より良い教育環境の維持について引き続き北海道教育委員会に対し要望等を行ってまいります。

また、平成21年度末をもって閉校となる風連高校の施設活用のあり方については、これまで父母の皆さんや地域の方々の御意見を伺ってまいりましたが、いただきました御意見を踏まえて具体的な方向性を定め、北海道教育委員会との協議を始めてまいります。

次に、食育の推進について申し上げます。

名寄市教育委員会では、昨年学校給食センター運営委員会内に「学校栄養教諭制度検討委員会」を設置し、職務内容、勤務態様について御審議をいただくなど検討を重ね、本年4月から、名寄地区では、名寄小学校に、風連地区では、風連中央小学校に各1名栄養教諭を配置し、子どもたちに具体的な食の指導を進めることといたしました。

次に、学校給食における食品の安全確保について申し上げます。

昨年道内の業者による、豚肉を牛肉に見せかけた「偽ミンチ」事件また、最近での中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生など、食品の安全性が大きな社会問題となっております。名寄市の学校給食センターでは、食品の選定・購入に当たっては文部科学省通達による「学校給食衛生管理の基準」及び「学校給食衛生管理マニユ

アル」に基づき、食品添加物の使用がない安全な食品で、内容表示、消費期限、製造業者等が明らかで、国内工場で製造されている製品を選定し食材として使用しております。

また、魚・肉・野菜等は国内産とし、今後とも地場産品を多く活用した献立に心がけ、より安全で栄養バランスに配慮した学校給食の提供に努めてまいります。

次に学校給食供給施設の整備について申し上げます。

昭和33年より学校給食での炊飯・パン製造に携わっている委託事業者より、工場及びパン製造機ともに約50年を経過して老朽化が顕著なことから、衛生面に配慮した安全安心な学校給食を今後とも継続して供給していくために、市の遊休施設の貸与とパン製造機の購入補助の要請がありました。教育委員会としては今後の学校給食の安定供給を考え、学校給食法第6条に基づく学校給食の実施に必要な施設として、旧風連学校給食センターの内部改修とパン製造機を購入し、引き続き現委託事業者に業務を委託することで検討を進めてまいりたいと考えております。

次にスポーツの振興について申し上げます。

(財)全日本スキー連盟から選手強化施設としてピヤシリシャンツェが指定され、施設整備にかかわる補助を6年間にわたり受けることとなりましたので、新年度は冬季の早期使用を実現すべく新しいスノーガンの設置を予定しております。

また、市民皆スポーツを目指し、生涯を通じて年齢や体力に応じたスポーツ活動を楽しみ、相互の交流を深め健康の維持・増進ができるようスポーツ施設の整備・改修や適切な管理運営に努めてまいります。

次に青少年の健全育成について申し上げます。

情報化社会の進展や少子高齢化が進行する中、家庭、学校、地域社会、関係機関が連携・協力して、思いやりの心や社会性、自主性、創造性を持ち、生きる力に満ちた青少年を育成するための事

業展開を図るとともに、子ども会育成連合会などと協力して子どもたちを取り巻く環境の整備に努めてまいります。

次に女性児童センターについて申し上げます。

女性児童センターでは、各種講座の開設や同好会との連携により「ほっと21フェスティバル」などの行事を中心とする市民活動を支援するとともに、子どもたちが自由に訪れ様々な体験や相互交流を通してより豊かな人間形成につながる情操の涵養に努めてまいります。

また、南児童クラブでは放課後における児童の安全確保と保護者が安心して働くことのできる条件整備、多様なニーズに応えられる環境整備も進めてまいります。

次に青少年センターについて申し上げます。

今日の青少年を取り巻く環境は益々複雑化し、子ども達の心身の発達に大きな影響を及ぼしております。

平成20年度は、青少年センターの体制充実を図り、市内小中高等学校や関係機関との連携を尚一層強化し、有害環境の浄化や地域活動の展開も支援してまいります。

次に教育相談センターについて申し上げます。

近年、電話相談ハートダイヤルに寄せられる案件は多岐に亘り、継続的なケアを必要とするケースも増加しております。子ども達の悩みに対しては早期対処が効果的であり、気軽に相談できる環境の醸成に努めてまいります。

次に芸術・文化活動について申し上げます。

新年度の芸術文化観賞バスツアーは、5月から10月まで6回予定し、新しい展示方法で注目されている石狩美術館やヨーロッパ中心に活躍中の人形劇公演を観賞するなど、新たな視点と従来の美術館特別展とのタイアップを図り、市民が多様な芸術に触れる機会を作ることに努めてまいります。

次に、北国博物館について申し上げます。

新年度は地域理解を時代背景から深めることを

目的に、名寄市の今日の基礎を築き上げた昭和時代をテーマにした展示会を年間を通じて開催の予定です。

また、3年計画に基づく常設展示室の情報コーナーの更新のうち、情報検索については新年度に更新いたします。映像については、昨年より行っている映像取材を本年も継続して行う予定です。

文化財につきましては、昨年実施いたしました一般国道40号名寄バイパス延伸に伴う埋蔵文化財発掘調査の整理と報告書作成を予定しております。

以上、平成20年度の教育行政執行方針について、その概要を申し上げましたが、市民の負託に応える教育の推進に誠心誠意努力してまいりますので、議員各位並びに市民の皆様の今後一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 以上で平成20年度市政執行方針・教育行政執行方針を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時32分

再開 午後 1時00分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第1号 名寄市後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第1号 名寄市後期高齢者医療に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、本年4月から実施されますが、本件は本市が行う事務に関し必要な事項を定めるため、名寄市後期高齢者医療に関する条例を制定しようとするものであります。

制定の主な内容について申し上げます。同条例は、北海道後期高齢者医療広域連合から示された参考例により作成しておりますが、制定の際には

同広域連合から普通徴収の納期設定及び督促手数料の採用について市町村で定めること、また延滞金及び還付加算金について市町村間で格差が生じないことが求められております。

まず、普通徴収の納期設定につきましては、本市の国民健康保険及び介護保険を参考に同一の納期回数及び期日といたしました。

なお、普通徴収になる被保険者は、年金受給額が18万円未満の方、年度途中から後期高齢者医療制度に移行する方等であります。

次に、督促手数料につきましては、市税の徴収等の状況を確認した結果、負担を求めないことにいたしました。

次に、保険料の滞納にかかわる延滞金及び過誤納に係る還付加算金につきましては、北海道内で統一した率等を定めることにいたしました。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） 今回の後期高齢者医療制度で自治体が受け持つべき事務条例などの提案ですが、4月1日実施を前提とすれば当然の成り行きかというふうには思うのですが、しかしこの新制度についてこの間関係部課の皆さんの積極的な出前説明などによって市民への周知が図られてはおりますけれども、いまだに対象となる後期高齢者と言われる75歳以上の方々や、またその家族の方々には十分周知され、理解されているとは言えないのではないかと考えています。例えば私がお伺いした中で現在サラリーマンの扶養家族として健康保険に加入している方ですが、この方たちは半年間保険料の徴収が凍結となっておりますけれども、国保加入者でも世帯主でない方で自分も保険料が凍結されると思っている方もいらっしゃるわけです。それなのに年金から天引きされるようであれば、混乱は大きくなるのではないかと

考えます。また、保険料についても名寄市の場合には全道平均より低く、この6年間については低減が図られていますけれども、今後医療給付費の増加や後期高齢者の皆さん方、人口増によっては将来の保険料の値上げは避けられないものと思えますし、また後期高齢者医療制度の主な設置理由として、持続可能な医療制度を構築することが必要となっているというふうになっているわけですので、保険料の値上げは確実と言えるのではないかと考えます。世界に例のない年齢で差別をするという後期高齢者医療制度の実施、これは中止をしていただいて、国民、自治体、医療関係者などの意見を集めて全面的に議論をやり直すべきだと考えていますが、市長の御見解を伺いたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） ただいま名寄市の後期高齢者の医療に関する条例制定に対する御意見も含めての御質問をいただきました。我が国の高齢社会の進行というのは、経験をしたことのない私どもでございまして、高齢者がどうしても医療を受ける頻度が多くなるという実態にあります。その中で今までは市町村ごとの国保会計の中での医療費に対する対応ということを行っておりましたけれども、小規模自治体等にとりましては後期高齢者が増加することで国保の財政というものが非常に不安定になるということで、私どもはかねてからこの制度については国もしくは都道府県での組織に改めるべきと、こういうような要請を続けておりました。残念ながら全国一律という組織にはならず、都道府県単位の広域連合における運営ということになりまして、小規模自治体等にとっては高齢者の医療に対する給付に対しては一定の軽減も含めて図られたのではないかと、このように思っております。もちろん後期高齢者のさらに進行するでありましょう比率が高まっていくわけでございますから、65歳以上74歳までの皆さんも含めて、現役の皆さんがやはりこの後期高齢

者に対する医療の負担をする中では、健康づくりを一層進める中での負担を少なくしていくという努力をそれぞれの自治体がやっていかねばならないものと、このように考えております。新制度としてスタートするということでもありますから、私も今後の保険料の推移については名寄市の過去の健康づくりというものをしっかりと継承する中で、高齢者の医療費の軽減に努めてまいりたいと、こんなふうには思っているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） 今市長のほうから本当に小規模自治体苦勞している、そのとおりだと思います。しかし、今回北海道広域連合でつくられた議会、180自治体ある中で広域議会議員32名です。たったの32名。そして、その議会の定例会、2月と11月の2回しかない。こういった中でこの広い北海道の皆さんの思いが本当に酌み取られて、いい医療制度が構築されていくのかということには、私は甚だ疑問を感じています。ですから、後期高齢者医療制度、4月からの実施はぜひやめていただいて、やっぱり見直しを図っていただきたい。このことを強く求めたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第7 議案第2号 名寄市北国雪国ふるさと交流館条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第2号 名寄市北国雪国ふるさと交流館条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

平成19年4月に開館した名寄市北国雪国ふるさと交流館は、駐車場、バーベキューハウス等の外構工事を終えた同年9月から本格的な運営となりました。また、本施設は本定例会議案第12号で提案しておりますが、平成20年度から指定管理者での管理運営を予定しております。本件は、より多くの市民に利用していただくために、休館日について現在休館としております週休日及び祝日を廃止し、またバーベキューハウスの維持管理等の経費の一部を利用者負担とするために、新たにバーベキューハウスの利用料金を定めようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。
よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知識員） 日程第8 議案第3号 名寄市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第3号 名寄市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、条例上の根拠法令が老人保健法から高齢者の医療の確保に関する法律に本年4月1日から変更となるため、所要の条文整理等を行おうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。
よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知識員） 日程第9 議案第4号 名寄市高齢者自立支援事業条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第4号 名寄市高齢者自立支援事業条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、自立支援デイサービス事業の対象者及び自立支援ヘルパー派遣事業等に係る利用料について、名寄市高齢者自立支援事業条例を改正しようとするものであります。

まず、自立支援デイサービス事業の対象者につきましては、介護保険法の改正による地域支援事業の開始により生活機能評価におきまして特定高齢者と認められた者を対象者に追加しようとするものであります。

次に、自立支援ヘルパー派遣事業及び自立支援デイサービス事業に係る利用料につきましては、従前から介護保険法に基づき最も軽度な認定区分の介護給付費を参考にしており、介護保険法が改正され、介護予防給付費が新設されたことから、改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。
よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知識員） 日程第10 議案第5号 名寄市重度障害者、精神障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第5号 名寄市重度障害者、精神障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、条例上の根拠法令が老人保健法から高齢者の医療の確保に関する法律に本年4月1日から変更となるため、所要の条文整理等を行おうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知識員） 日程第11 議案第6号 名寄市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第6号 名寄市国民健康保険条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、名寄市国民健康保険条例を改正しようとするものであります。

まず、保険給付につきましては、他の保険と重複した葬祭費の支出を行わないようにするため、給付制限を定めようとするものであります。

次に、保健事業につきましては、老人保健法に基づき市が実施する基本健康診査から高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査となり、事業主体が市から保険者へ変更となることから、条文の整備を行おうとするものであります。また、保険者には健診後の特定保健指導もあわせて実施が義務づけられました。

なお、特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る費用については、国民健康保険法の改正により国等の負担について定められたところであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） 1つお伺いをしたいのですが、葬祭費のところでは出産育児一時金の支給のところには同一の健康保険から支給される場合はという文言がありました。今回は葬祭費のところにもそれを入れるという御説明でしたが、これは今まで葬祭費のところになかった理由というか、それをちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（小野寺一知識員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 給付の関係につきまして、他の保険と国保と重複支給になっているのが判明いたしましたので、他の保険のほう

で死亡の関係につきましては死亡してから3カ月以内であれば社会保険のほうから適用を受けられると。そうすると、国保で3カ月以内のところに入っていると国保でも受けられると。この二重給付のところは、それぞれの制度でダブっておりましたので、今回わかった時点での整理ということで新たにこの部分が追加になりましたので、御理解賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第12 議案第7号 名寄市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第7号 名寄市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

国は、税制改正の影響により介護保険料が大幅に上昇する者について、平成18年度及び平成19年度に講じた激変緩和措置を平成20年度も講ずることができるよう規定を整備した政令を平成

19年12月に公布しました。本件は、本市におきましても平成18年度及び平成19年度に講じた激変緩和措置について平成20年度も継続して当該措置を行うことができるよう名寄市介護保険条例の一部を改正する条例を改正しようとするものであります。

なお、緩和措置に伴う対象者は1,130名程度を見込んでおり、保険料は約680万円減少しますが、平成20年度予算で介護保険事業を運営できるものと考えております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第13 議案第8号 名寄市風連国民健康保険診療所診療報酬その他料金徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第8号 名寄市風連国民健康保険診療所診療報酬その他料金徴収条例の一部改正について、提案の理由を申し上げま

す。

本件は、健康保険法の改正、後期高齢者医療制度の創設等に伴い、診療報酬の額の算定方法を改正しようとするものであります。

なお、名寄市風連国民健康保険診療所診療報酬その他料金徴収条例第2条第1項につきましては、診療報酬に係る国の告示を引用しておりましたが、法律を引用する方式にあわせて改めようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第14 議案第9号 名寄市農業振興センター条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第9号 名寄市農業振興センター条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

緑丘圃場は、昭和44年以来40年余りにわたり稲作の品質改良、増収、耕種の改善及び技術研

修のため試験展示圃を設置し、稲作の産地確立に貢献してまいりました。本件は、より充実した試験の実施と試験圃の管理体制や運営の軽減を図るため、同圃場を廃止し、農業振興センターへ業務を集約しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第15 議案第10号 名寄市道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第10号 名寄市道路占用料徴収条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

名寄市が管理する道路の占用料の額は、国道に係る占用料の額について規定している道路法施行令に準じて名寄市道路占用料徴収条例で定めております。本件は、地価水準の下落や市町村合併の進展等を踏まえ、道路法施行令が改正されたため、同条例を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第16 議案第11号 名寄市精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）条例の廃止についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第11号 名寄市精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）条例の廃止について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成18年10月1日から障害者自立支援法が施行されたことにより、障害の種別にかかわらず障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスの提供が可能となったことから、名寄市精神障害者居宅介護等事業条例を廃止しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入

ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第17 議案第12号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第12号 指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

名寄市北国雪国ふるさと交流館は、名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条による公募による施設であります。本件は、名寄市公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会の報告を踏まえ、指定管理者の候補者の選定を行いましたので、指定管理者の指定をいたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付

託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知識員) 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知識員) 異議なしと認めます。
よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長(小野寺一知識員) 日程第18 議案第13号 平成19年度名寄市一般会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第13号 平成19年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末に当たり各款にわたる事業の確定に伴う事業費の調整と人件費の調整が主なものでありまして、歳入歳出それぞれに4億8,357万8,000円を減額して、予算総額を184億6,395万7,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。4款衛生費におきまして病院事業会計繰出金に5,751万円の追加は、12月の特別交付税で病院事業に対する交付税措置額の確定に伴う2,781万円と病院増改築事業に対する合併特例債の一般会計借り入れ分2,970万円を合わせて繰り出すものであります。

7款商工費におきまして外国人観光客誘致事業補助金23万円の追加は、韓国人観光客の誘致を図るため、同国の旅行代理店関係者など4名を受け入れ、ピヤシリスキー場やカーリング場など冬の観光施設を視察体験していただくもので、韓国

人観光客の誘致を目指している実行委員会に対して補助しようとするものであります。

10款教育費におきまして国民健康保険支払準備金基金積立金4,000万円の追加は、大学校舎整備の際に繰りかえ運用した額を償還するもので、これにより平成17年度当初の繰りかえ運用額2億9,632万3,000円は全額返済することになります。

次に、歳入について申し上げます。各事業費の確定に伴う特定財源の調整を行ったほか、1月末の収納状況等から判断して市税、交通安全対策特別交付金でそれぞれ必要な減額を行いました。

また、19款繰入金では、財政調整基金繰入金を8,445万2,000円減額し、収支の調整を図ろうとするものであります。

次に、第2表、債務負担行為補正及び第3表、地方債補正につきましては、事業費の確定に伴い、変更あるいは追加しようとするものであります。

次に、第4表、繰越明許費につきましては、経営体育成基盤整備事業費の繰越明許費の設定を行い、翌年度において事業を実施しようとするものであります。

以上、補正の概要について申し上げますが、細部につきましては総務部長より説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小野寺一知識員) 補足説明を中尾総務部長。

○総務部長(中尾裕二君) それでは、一般会計の補正予算につきまして市長より申し上げた分の重複を避けて補足説明をさせていただきます。

まず初めに、歳出から説明をさせていただきます。議案第13号の44、45ページをお開きください。3款民生費、1項14目地域包括支援センター費で運営事業費729万5,000円の追加は、病気休暇職員の補充に要する人件費が主なものであります。

46、47ページをお開きください。同じく3

項1目生活保護費で生活保護扶助費6,768万円の減額は、主として医療扶助の減によるものであります。

56、57ページをお開きください。6款農林業費、1項2目農業振興費で強い農業づくり交付金804万9,000円の追加は、大豆用のコンバインを導入しようとする2つの生産組織に対し事業費の3分の1を全額道支出金を充当して支援しようとするものであります。

66、67ページをお開きください。7款商工費、1項3目スキー場費でピヤシリスキー場整備事業費、需用費94万1,000円の追加は、圧雪車及び第4ロマンスリフトの滑車等の取りかえに係る修繕料であります。

76、77ページをお開きください。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費で小学校施設等整備事業費における名寄東小学校身障者用トイレ設置工事125万円と風連中央小学校身障者用トイレ設置工事26万円の追加は、平成20年度から障害児が入学するため、障害者用トイレの設置をするための工事費であります。

82、83ページをお開きください。同じく5項大学費、3目教育振興費で教材・教具等整備事業費、備品購入費300万円の追加は、本館及び恵陵館の視聴覚室などの西日対策としてのカーテンのほか、プロジェクター、移動用のスクリーンなどを整備するものであります。

次に、歳入につきまして説明をさせていただきます。8ページ、9ページをお開きください。1款市税、1項1目市民税、個人、所得割9,780万5,000円の減額は、過疎化の進行による人口減や所得の減少などによるものであります。

同じく1項2目市民税、法人、法人税割の4,795万円の追加は、申告所得の伸びなどによるものであります。

2項1目固定資産税、現年課税分195万6,000円の追加は、主に償却資産の伸びによるものであります。

18、19ページをお開きください。16款道支出金、2項1目総務費補助金で地域政策総合補助金564万円の減額は、合併支援分の事業費の確定に伴うものであります。

20ページ、21ページをお開きください。17款財産収入、2項1目不動産売払収入で市有地売払収入317万7,000円と建物売払収入104万4,000円の追加は、主として風連ふれあいプラザ売却に伴うものであります。

22、23ページを開いてください。18款寄附金542万9,000円の追加は、既に予算化したものを除き2月5日までに寄附採納した寄附金を計上するものであります。寄附金は、寄附者の意向に沿いまして保健活動推進費の妊婦・乳幼児健診・親子教室等事業の備品購入費として予算計上したほか、公共施設整備基金に195万7,000円、地域福祉基金に302万9,000円、大学振興基金に25万円をそれぞれ積み立てすることにいたしました。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村正彦議員。

○20番（川村正彦議員） 議案書の13号の25ページのところの雑入でございませぬ。生活保護費の返還金として700万円という雑入が入っているのですが、この中身について御説明をいただきたい。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 現状年金の見直し等を行っておりまして、過去にさかのぼって年金の給付が行われる場合がございます。そういった場合にその期間の対象の部分の保護費を返還していただく形等々がございますので、そういった面も含めて今回予算を歳入として整理をさせていただいているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○20番（川村正彦議員） 主に年金の過去にさかのぼってもらっていたのがわかったといえますか、それを返還していただいたということで、これは何件ぐらいで、どのぐらいの方が対象で、何年分ぐらいさかのぼって積み上げた金額が700万円になるのか、人数、件数と期間について御説明をいただきたい。

○議長（小野寺一知識員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 今詳しい資料については手元に持ってきておりませんので、後でお知らせしたいと思いますが、年金がわかったからということではなくて、現在年金を受けていない方が過去にさかのぼって年金の受給権が発生するケースが多くて、その場合にその対象期間について返戻をしていただくという形になっております。詳しい件数等、資料等については、後からお知らせしたいと思っております。

○議長（小野寺一知識員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知識員） 日程第19 議案第14号 平成19年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第14号 平成19年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして依然として増加傾向にある保険給付費と年度末に当たり各費目の増減調整を行うものであり、歳入歳出それぞれに7,068万3,000円を追加して予算総額を34億4,121万9,000円に、直診勘定におきまして主に診療収入等の追加と執行残等による減額を行うものであり、歳入歳出それぞれに16万4,000円を減額して予算総額を1億1,643万1,000円にしようとするものであります。

まず、保険事業勘定の歳出について主なものを申し上げます。1款総務費では、医療制度改正に係る各種システム改修の関係で201万6,000円を追加、人件費等不用額の調整により427万3,000円を減額し、総額で225万7,000円を減額しようとするものであります。

2款保険給付費では、医療費の増加傾向を踏まえ、一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費及び出産育児一時金で総額7,780万円を追加しようとするものであります。

5款共同事業拠出金では、拠出額確定により550万7,000円を減額しようとするものであります。

7款積立金では、国民健康保険支払準備金基金の積み立てによる利息分で63万2,000円を追加しようとするものであります。

9款諸支出金では、平成18年度国庫支出金の精算金で39万8,000円を追加しようとするものであります。

次に、保険事業勘定の歳入について主なものを申し上げます。1款国民健康保険税では、一般被保険者の医療給付費及び介護納付金の現年課税分で900万円を減額、加入者の増により退職被保険者の医療給付費及び介護納付金の現年課税分で

520万円を追加しようとするものであります。

5款共同事業交付金では、高額医療費の実績により4,280万5,000円を追加しようとするものであります。

6款財産収入では、国民健康保険支払準備金基金の積み立てによる利息分として63万1,000円を追加しようとするものであります。

7款繰入金では、一般会計繰入金及び基金繰入金におきまして総額3,098万1,000円を追加し、調整を図ろうとするものであります。

次に、直診勘定の歳出について申し上げます。執行残等の整理により1款総務費で9万1,000円、2款医業費で7万3,000円を減額しようとするものであります。

次に、直診勘定の歳入について申し上げます。1款診療収入では、外来患者の増により717万3,000円を追加、4款繰入金では予算調整のため736万7,000円を減額、5款諸収入では雑入関係の整理により3万円を追加しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第20 議案第15号 平成19年度名寄市老人保健事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第15号 平成19年度名寄市老人保健事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末の事業の確定により歳入歳出それぞれに89万3,000円を追加し、予算総額を34億1,429万1,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款総務費では、後期高齢者医療制度創設準備事業費の確定等により89万3,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。2款国庫支出金では、事業の確定により254万3,000円を追加、4款繰入金では165万円を減額して収支の調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決され

ました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第21 議案第16号 平成19年度名寄市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第16号 平成19年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、会計年度末の事業見込みによる各費目の調整を行うものであり、保険事業勘定では歳入歳出それぞれに4,007万8,000円を減額して予算総額を17億8,622万3,000円に、サービス事業勘定・名寄では歳入歳出それぞれに1,163万2,000円を減額して予算総額を6億2,716万3,000円に、サービス事業勘定・風連では歳入歳出それぞれに303万9,000円を減額して予算総額を4億2,928万3,000円にしようとするものであります。

まず、保険事業勘定の主な歳入歳出について申し上げます。歳出の1款総務費では、認定調査等費などの減により311万円を減額、2款保険給付費では居宅介護給付費及び施設介護給付費の減により3,278万3,000円を減額、4款地域支援事業費では438万8,000円を減額、5款基金積立金では20万3,000円を追加しようとするものであります。

歳入の3款使用料及び手数料では、地域支援事業利用料の減により106万5,000円を減額、4款国庫支出金、5款支払基金交付金、6款道支出金及び8款繰入金では歳出の保険給付費の減額に伴い、それぞれの負担割合等に応じて減額しようとするものであります。

次に、サービス事業勘定・名寄の主な歳入歳出について申し上げます。歳出の1款事業費では、委託事業内容の充実により1,163万2,000円を減額しようとするものであります。

歳入の1款サービス収入では、425万6,000円を追加、2款繰入金では人件費の減により一般会計繰入金1,589万9,000円を減額しようとするものであります。

次に、サービス事業勘定・風連の主な歳入歳出について申し上げます。歳出の1款総務費では835万7,000円を減額、2款事業費では531万8,000円を追加しようとするものであります。

歳入の1款サービス収入では844万7,000円を追加、3款繰入金では1,148万6,000円を減額しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第22 議案第17号 平成19年度名寄市下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第17号 平成19年度名寄市下水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末における各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれに3億3,386万9,000円を追加し、予算総額を21億2,110万6,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款下水道事業費では、事業費の確定に伴う各費目の調整により4,506万2,000円を減額しようとするものであります。

2款公債費では、繰上償還分3億7,893万1,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款分担金及び負担金では、受益者負担金等が減少となる見込みであることから88万8,000円を減額しようとするものであります。

2款使用料及び手数料では、使用量の増により1,033万円を増額しようとするものであります。

5款諸収入では、豊栄南ポンプ場移転事業費の確定に伴う補償費分として51万5,000円の減額、終末処理場における不用品の売却収入として4万7,000円を増額しようとするものであります。

6款市債では、事業費の確定により1,140万円を減額し、繰上償還に伴う低利債への借りかえ分3億7,850万円を追加しようとするものであります。

4款繰入金では、一般会計繰入金で4,220万3,000円を減額し、収支の調整を図ろうとするものであります。

次に、第2表、継続費補正につきましては変更を、第4表、地方債補正につきましては追加及び変更を事業費の確定に伴い、それぞれ行おうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第23 議案第18号 平成19年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第18号 平成19年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、会計年度末における各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれに180万2,000円を減額して、予算総額を8,242万6,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款個別排水事業費では、事業の確定に伴う調整により180万2,000円を減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款分担金及び負担金では、受益者分担金の減により6万円を減額しようとするものであります。

2款使用料及び手数料では、1万1,000円を増額しようとするものであります。

4款諸収入では、水洗化貸付預託金元利収入及び消費税還付金で120万円を減額しようとするものであります。

5款市債では、事業費の確定により110万円

を減額しようとするものであります。

3款繰入金では、54万7,000円を増額し、収支の調整を図ろうとするものであります。

次に、第3表、地方債補正につきましては、事業費の確定に伴い、変更しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第24 議案第19号 平成19年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第19号 平成19年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、事業費の確定に伴う歳入歳出予算の調整をするものであり、歳入歳出それぞれに92万8,000円を減額して、予算総額を4,644万2,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款簡易水

道事業費では、事業の確定に伴う各費目の調整が主なものであり、92万8,000円を減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款使用料及び手数料では、簡易水道使用料及び給水工事検査手数料が減少の見込みであることから39万9,000円を減額し、2款繰入金では一般会計繰入金で52万9,000円を減額して収支の調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第25 議案第20号 平成19年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第20号 平成19年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末における各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれに5万8,000

0円を減額して、予算総額を3,682万3,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款商工費では、市場管理費におきまして人件費等の確定により5万8,000円を減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款使用料及び手数料では、取り扱い量の減少により67万8,000円を減額、2款繰入金では62万円を追加して収支の調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第26 議案第21号 平成19年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第21号 平成19年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末に当たり各費目の調整を

行うものであり、歳入歳出それぞれに45万8,000円を減額して、予算総額を2,541万5,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款衛生費では、食肉センター管理費におきまして同管理事務費の減額であります。

次に、歳入について申し上げます。4款市債では、額の確定により400万円を追加、2款繰入金では445万8,000円を減額して収支の調整を図ろうとするものであります。

次に、第2表、地方債補正につきましては、額の確定により変更しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第21号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第27 議案第22号 平成19年度名寄市病院事業会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第22号 平成19年度名寄市病院事業会計補正予算について、提

案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末に当たり病院事業会計の各収支見通しにより必要な関係部分を調整し、補正しようとするものであります。

補正の主なものを収益的収入から申し上げます。1款病院事業収益では、医業収益におきまして市立病院に係る入院の診療単価が下がったため、入院収益で2億7,496万4,000円を減額、外来の診療単価が上がったため、外来収益で1億361万8,000円を追加、他会計負担金で救急医療の確保に要する経費により115万9,000円を減額、その他医業収益で市立病院の初診時特定療養費等により238万4,000円を減額、医業外収益におきまして他会計補助金で医師の研究、研修に要する経費等により163万4,000円を減額、他会計負担金で市立病院の企業債償還利子に要する経費等により2,493万9,000円を追加、その他医業外収益で市立病院の治験料等により146万6,000円減額、負担金交付金で市立病院から近隣市町の病院の医師派遣に対する各病院の負担により1,286万6,000円を追加、保育施設収益では市立病院内保育所により325万8,000円を追加し、合計を71億8,614万4,000円にしようとするものであります。

次に、収益的支出について申し上げます。2款病院事業費用では、医業費用におきまして給与費で市立病院正職員の退職者不補充等により8,305万7,000万円を減額、材料費で市立病院の薬品により5,829万円を減額、経費で市立病院の電気料等により2,381万円を追加、減価償却費で市立病院の機器備品分により104万7,000円を追加、研究研修費で道外研究旅費により200万5,000円を追加、医業外費用におきまして支払利息及び企業債取扱諸費で市立病院長期債償還利子等により43万2,000円を追加、保育施設費で市立病院保育士賃金により80万円を追加、雑支出では市立病院控除対象外消費税等により2,430万3,000円を減額、特別損失におきまし

て看護師等修学資金貸付金償還免除で63万円を追加、合計を74億3,614万4,000円にしようとするものであります。

次に、資本的収入について申し上げます。資本的収入におきまして企業債では市立病院借換債で3,350万円の追加、市立病院増改築事業で4,350万円を減額、東病院医療機器の購入で170万円を減額、合わせて1,170万円を減額し、寄附金で341万円追加、他会計出資金で東病院企業債償還元金に要する経費の一般会計繰入金により4,000円を追加、他会計負担金で合併特例債繰り入れ分等の一般会計繰入金により3,536万円を追加し、総額を5億4,150万8,000円にしようとするものであります。

次に、資本的支出について申し上げます。資本的支出におきまして資産購入費で東病院医療機器等購入費により166万7,000円減額、施設費で市立病院増改築工事費の確定等により1,373万7,000円を減額、企業債償還金で市立病院長期債繰上償還金により3,350万5,000円を追加、貸付金で看護師等修学資金貸付金により84万円を減額し、総額を6億7,635万9,000円にしようとするものであります。

なお、資本的収支の不足額につきましては、当年度損益勘定留保資金で補てんするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第22号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長(小野寺一知議員) 日程第28 議案第23号 平成19年度名寄市水道事業会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第23号 平成19年度名寄市水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末に当たり予算の調整をしようとするものであります。

まず、収益的収入について申し上げます。1款水道事業収益では37万1,000円を追加し、総額を5億7,309万円にしようとするものであり、その主な内容としましては、水質検査手数料収入で98万2,000円の追加、修繕工事収益で51万2,000円の減額であります。

次に、収益的支出について申し上げます。2款水道事業費用では974万3,000円を追加し、総額を6億1,962万6,000円にしようとするものであり、その主な内容としましては、各費目における事業費確定による減額と減価償却費で4,321万円の追加であります。

次に、資本的収入について申し上げます。3款資本的収入では2,041万7,000円を追加し、総額を7,259万6,000円にしようとするものであり、その主な内容としましては、企業債の繰上償還に伴う低利債への借りかえ分2,180万円の追加であります。

次に、資本的支出について申し上げます。4款資本的支出では1,858万円を追加し、総額を3億3,699万3,000円にしようとするものであ

り、その主な内容としましては、事業費確定に伴う各費目の計数整理と企業債の繰上償還分で3,005万円の追加であります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第23号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長(小野寺一知議員) 日程第29 議案第24号 平成20年度名寄市一般会計予算について、議案第25号 平成20年度名寄市国民健康保険特別会計予算について、議案第26号 平成20年度名寄市老人保健事業特別会計予算について、議案第27号 平成20年度名寄市介護保険特別会計予算について、議案第28号 平成20年度名寄市下水道事業特別会計予算について、議案第29号 平成20年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算について、議案第30号

平成20年度名寄市簡易水道事業特別会計予算について、議案第31号 平成20年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算について、議案第32号 平成20年度名寄市食肉センター事業特別会計予算について、議案第33号 平成20年度名寄市後期高齢者医療特別会計予算について、議

案第34号 平成20年度名寄市病院事業会計予算について、議案第35号 平成20年度名寄市水道事業会計予算について、以上12件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第24号 平成20年度名寄市一般会計予算及び議案第25号から議案第35号までの各特別会計予算並びに各企業会計予算について、提案の理由を申し上げます。

各会計予算案は、平成20年度決算から適用される財政健全化法の施行を前提にしながら、多くの市民と職員の手づくりで策定した新総合計画の具現化を最優先に天文台整備事業、北斗・新北斗団地建替事業、市立総合病院増改築事業、風連本町地区市街地再開発事業、少子化対策の一環であるこにちは赤ちゃん事業、特別支援教育支援員設置事業、中心市街地活性化事業などハード、ソフトの両面から多くの事業を盛り込み、地域経済や雇用にも配慮して編成いたしました。

一般会計予算案は184億8,419万3,000円で、前年度比マイナス1.1%、2億177万6,000円の減額となりましたが、前年度は当初予算に合併特例振興基金を6億8,160万円積み立てをしましたので、この基金を除けば前年度比2.7%の伸び率となります。収支不足を補う基金の取り崩し額は、前年度比2.9%増の6億973万1,000円で、このうち財政調整的な基金である財政調整基金の取り崩し額は4億4,000万円となっており、同基金の残高はほぼ底をつき、今後の財政運営は大変厳しい状況となっています。

次に、特別会計について申し上げます。平成20年度国民健康保険特別会計外8特別会計の予算総額は87億6,697万円で、前年度比25%の大幅な減になっております。これは、平成20年度から75歳以上の高齢者の医療制度の変更で、後期高齢者医療特別会計が創設されることにより老人保健事業特別会計が平成19年度3月分の医

療給付のみを対象とした予算計上になったことと後期高齢者医療制度の事業主体が広域連合であることから、同特別会計予算の計上方法が老人保健事業特別会計と異なり、広域連合へ納付する名寄市負担分のみを予算計上する方法に変更になったことが大きな要因であります。

次に、企業会計について申し上げます。病院事業会計及び水道事業会計の予算総額は102億7,095万6,000円で、前年度比7.0%の増になっております。これは、病院事業会計でICUの増設など市立総合病院施設整備事業費を10億4,704万6,000円見込んだことによるものであります。

以上によりまして、平成20年度全会計の予算総額は375億2,211万9,000円となり、前年度比6.1%の減となりました。

地方自治法第211条及び地方公営企業法第24条の規定に基づき提出いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第24号外11件については、本会議質疑を省略し、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号外11件については、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいまの決定に基づき、予算審査特別委員会の委員に全議員を指名いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第30 報告第1号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 報告第1号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

事故の内容は、本年1月23日午前6時50分ごろ、名寄市風連町本町56番地7、道北なよろ農業協同組合の駐車場内におきまして維持管理センター所管の公用車が排雪作業の準備中に同組合所有のプロパンガス容器収納庫に衝突し、破損させたものであります。

過失割合は本市が100%であり、相手方のプロパンガス容器収納庫撤去及び設置費用として本市が57万7,500円を負担することで示談が成立し、和解したところであります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。報告第1号を終結いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第31 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて、提案の理由を申し上げます。

人権擁護委員法の規定により、本市には9名の人権擁護委員が法務大臣の委嘱を受け、活動を行っておりますが、平成20年6月30日をもって古瀬和之委員と森越定子委員が任期満了となります。本件は、再度古瀬和之委員を候補者として推薦いたしたく、また推薦基準の年齢を超えること

により森越定子委員の再選ができないため、猿谷由利子氏を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

本件については、市長が推薦する者について適任と認めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は適任と認めることに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

意見書案第1号 道路特定財源の確保に関する意見書は、緊急を要しますので、急施事件と認め、日程に追加し、審議することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は急施事件と認め、日程に追加し、審議することに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 追加日程第1 意見書案第1号 道路特定財源の確保に関する意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、提案説明、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認め、直ちに採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は原案のとおり可決さ

れました。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日より3月4日までの8日間を休会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、明日より3月4日までの8日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時25分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

署名議員 大 石 健 二

署名議員 田 中 之 繁